

平成31年2月7日（木）
介護保険運営協議会資料

総合事業の実施状況について

半田市福祉部高齢介護課

介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）

種類	内容／費用
訪問型サービス （現行サービス型）	従来の介護事業所のヘルパーによるサービスで生活援助と身体介護を行います。 ■自己負担額（1か月） ・週1回 1,168円（1割負担の場合） ・週2回 2,335円（1割負担の場合） ・週3回※要支援2の利用者のみ 3,704円（1割負担） 移行前の介護予防 訪問介護と同様
訪問型サービスA （介護専門型）	介護事業所のヘルパーによるサービスで生活援助を行います。 ■自己負担額（1回） ・20分以上45分未満 181円（1割負担の場合） ・45分以上 223円（1割負担の場合） 現行の身体介護なし
訪問型サービスB （生活支援型）	半田市介護従事者研修受講者等がごみ出しや買い物等の定期的な生活援助を行います。 ■自己負担額（1回） ・20分未満 100円 ・20分以上45分未満 150円 ・45分以上60分未満 200円 委託料： -20 400円 20-45 850円 45-60 1300円 老計10号の生活支援
訪問型サービスB （地域支え合い型）	地域住民やボランティアの人が、電球交換等ちょっとした困り事の定期的でない生活援助を行います。 ■自己負担額 ・1時間につき 100円 ※上限4時間まで 補助額： 1時間400円 不定期の生活支援 老計10号外も可

介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）

種類	内容／費用
通所型サービス （現行サービス型）	従来の介護事業所によるサービスです。専門職のスタッフが機能訓練、レクリエーション、食事等を提供します。 ■自己負担額（1か月） ※食費、日常生活費は別途負担 ・週1回 1,647円（1割負担の場合） ・週2回 3,377円（1割負担の場合） 移行前の介護予防 通所介護と同様
通所型サービスA （介護専門型6）	専門職のスタッフが機能訓練、レクリエーション、食事等のうち2種類のサービスを提供します。利用時間が3～6時間です。 ■自己負担額※食費、日常生活費は別途負担 ・1回 411円（1割負担の場合） 現行のうち2種類の サービス提供、半日
通所型サービスA （介護専門型3）	専門職のスタッフが機能訓練、レクリエーション、食事等のうち1種類のサービスを提供します。利用時間が3時間以内です。 ■自己負担額※食費、日常生活費は別途負担 ・1回 360円（1割負担の場合） 現行のうち1種類の サービス提供、2H程度
通所型サービスB （地域支え合い型）	地域住民やボランティアグループが体操、レクリエーションを行います。 ■自己負担額 ・各団体の設定 二次予防レベルの受け入れ可
通所型サービスC （運動特化型）	専門職により、運動機能向上を目的とした3か月間（12回）のプログラムを行います。 ■自己負担額 ・送迎あり 1回 270円 ・送迎なし 1回 260円 委託料： あり 2430円 なし 2340円 運動機能向上
通所型サービスC （認知症特化型）	専門職により、認知症予防を目的とした6か月間（24回）のプログラムを行います。 ■自己負担額 ・1講座 3,600円 認知症予防

平成29年度実績

○介護予防・生活支援サービス

サービス種別	内容	数値
・訪問型サービス(現行型) ・訪問型サービスA(介護専門型) ・通所型サービス(現行型) ・通所型サービスA(介護専門型6) ・通所型サービスA(介護専門型3)	給付費	100,127,030円
・訪問型サービスB(生活支援型)	利用者人数	13人
・訪問型サービスB(地域支え合い型)	利用者人数	21人
・通所型サービスB(地域支え合い型)	登録団体数	43団体
・通所型サービスC(運動特化型)	利用者人数	912人
・通所型サービスC(認知症特化型)	参加延人数	1,076人

○地域介護予防活動支援事業（げんきスポット補助金）

- ・補助団体数 88（29年度） 172（30年度予算） 225（31年度予算）
- ・補助金額 3,704,977円（29年度） 5,066,000円（30年度予算）
9,956,000円（31年度予算）

課題① 訪問型サービスAの利用促進

- ・食事・入浴・排泄など直接身体に触れる「身体介護」→「現行型」
- ・掃除・洗濯・調理などの家事面における「生活援助」→「A」

①【現行型登録事業所数】19のうち、【A登録事業所数】6（全体に対し31%）→新規の利用者を受け入れるためには不足している。

②Aの利用者数が少ない。「現行型」利用者のうち140人程度は「生活援助」

- ・現在「A」の利用者は「現行型」に対し約5%程度の利用（平成29年度延べ利用者数、現行型2,193人に対しAは115人）
- ・平成29年3月から総合事業を開始し、当初は利用者の混乱を避けるため、「生活援助」のみの利用でも一旦「現行型」へ移行していただき、その後、ケアプラン更新時に「A」へ変更していただくことを見込んでいた。

＜今後の対応＞

①各訪問介護事業所を訪問し、制度の説明・登録勧奨をする。

②原則、現行型の利用を身体介護の必要な方に限定

→平成31年4月から、現行型利用者で支援内容が生活援助の方は、ケアプラン見直しのタイミングでケアマネジャーが順次Aへ変更していく。

→半田居宅介護支援従事者勉強会（HKB）（30.12.14開催）で周知済み

課題② 通所型サービスB・げんきスポット補助金

①通所Bとげんきスポットの制度に差がない。

- ・本来は事業対象者向け（通所B）と高齢者全般向けの一般介護予防（げんき）という違いがあるが、区別できない基準となっている。

（例：囲碁や唱歌など趣味活動のグループが通所Bの登録団体となっている）

②補助金判定会議での指摘事項（げんきスポット）

- ・補助団体（登録団体）の定義のあり方を議論し考えていくこと（29年度）
- ・地区ごとの団体数を決めるなど、事業をどのような枠組みにするのか議論し、展望を示すこと（30年度）

＜今後の対応＞

①介護予防効果の測定（評価）、介護予防効果の高い取組の実施、参加者を特定しているかなど、基準（条件）を設定し、差別化を図る。

②げんきスポット登録団体の補助の考え方

- ・制度開始前から、補助金がなくても自分たちが自主的に集まって活動してきたもの（例として地域のソフトボールなどスポーツチーム的なもの）に運営費は不要（補助金判定会議委員意見）

→不特定多数の参加者があり、開催日数も多いサロンは必要ではないか。（高齢介護課意見）→延べ人数・実人数、参加者特定・不特定、週の開催回数、などを基準として区分けし、運営費に格差をつける。

- ・地区の高齢者比率などで補助金配分することは公平性の観点からどうか。